

団体交渉報告

6月期一時金の回答

自主性なし！ 国家公務員の水準に
合わせたただけであり 大いに不満！

6月2日(木)に団体交渉が開催され、6月期一時金の回答がありました。提示された回答は、一般職員ならびに常勤職員に対して、国家公務員の基準に合わせただけの1.9ヶ月でした。機構は、職員が福島支援で活躍しているのは理解していると述べながら、そのがんばりに報いるより、国家公務員の水準に合わせることが優先された内容で、納得できません。

5月26日に特法連と政法連の一時金交渉があり、その際の政法連の回答には「各法人の財政状況、経営状況及び業務実績に基づき、国家公務員の水準を十分考慮して」と示されていました。国家公務員の賃金が切り下げられた場合、それに合わせるだけであり機構の

自主性が全くない内容です。

また、臨時職員の夏季一時金に関する回答もあり、支給日数は前年と同じでした。

概要は以下の通りです。

【支給額】

(1) 一般職員

基準内給与月額 × 1.9

(2) 職責手当受給職員

非組合員である職責手当受給職員と同様の基準

(3) 常勤職員

基準内給与月額 × 1.9

(4) 臨時職員

出勤日数100日以上の職員：本給日額の1.7日分

【支給日】

平成23年6月23日までに協定が成立した場合、平成23年6月30日とする。

////////////////////////////////////

次期役員選挙の受付中です。

分会を開催し、役員を積極的に送り出しましょう！